

弁護士が相続で「できること」の
選択肢を増やす！

遺言だけ
じゃない!?

弁護士だからできる

生前の相続対策のすべて

[編著] 東京弁護士会 二一会研究部

A5判/324頁 定価:4,400円(本体:4,000円+税10%)

遺言だけ
じゃない!?

弁護士だからできる

生前の 相続対策 のすべて

東京弁護士会 二一会研究部 編著

第一法規

本書の特長

- ◆ 遺言だけでなく、信託の活用や相続税への対応など、弁護士が生前の相続対策で取りうる手段を網羅して解説!
- ◆ クライアントからの実際の相談を想定して構成! 相続の各分野を事例を用いて解説しているから、実務における総合的な対応が可能に!
- ◆ 相続対応における弁護士の選択肢を増やし、クライアントに最適なアドバイスを実現するための一冊!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次(抜粋)

第1章 生前対策の概要・必要性

第2章 生前対策の準備

- 1 親族関係の把握
- 2 財産状況の把握
- 3 遺留分との関係
- 4 将来の税金の試算(相続税・贈与税)

第3章 生前の財産管理

- 1 財産管理契約
- 2 任意後見
- 3 成年後見
- 4 信託

第4章 存命中の資金の確保

- 1 資産の整理
- 2 借入(リバースモーゲージ)

第5章 生前の相続対策の方法

- 1 遺言
- 2 信託
- 3 生命保険
- 4 贈与(生前)
- 5 死因贈与
- 6 配偶者の保護のための制度
- 7 相続財産の評価額の減額
- 8 養子縁組
- 9 死後事務委任契約

10 資産管理会社の活用

11 納税資金の確保

第6章 生前対策実行時・後の問題

- 1 遺言の執行
- 2 遺留分侵害額請求

第7章 具体的相談事例

- 1 障害ある子を自宅に住み続けられるようにしたい
- 2 妻を自宅に住み続けられるようにしたい
- 3 家族経営の事業を孫の代まで直系血族で経営していきたい
- 4 遺留分を侵害する遺言書の作成
- 5 信託の活用

4 将来の税金の試算(相続税・贈与税)

4 将来の税金の試算(相続税・贈与税)

相続には税金が密接に関係してきます。相続税と贈与税という言葉は聞いたことがあると思いますが、中身はあまり知らないという方もいらっしゃるかと思いますので、これらの概要と相続税の計算について解説をしていきます。

なお、実は贈与税法という法律はなく、相続税と贈与税は、いずれも相続税法という法律に規定されています。

(1) 相続税の概要

ア 税金の基本

国や地方公共団体は、個人が健康で文化的な生活を営むために必要な様々な公共サービスなどを提供していますが、そのために必要な経費を皆で負担しているのが税金です。

この意味で、税金は社会生活を営んでいくうえでのいわば会費であるとも言われることもあります。

また、それに付随して、税金は、資本主義経済において集中した富を徴収して社会に還元する再分配の機能、また、好況期には負担を増やして需要を抑制し、不況期には負担を減らして需要を刺激することで景気変動を和らげる経済安定化の機能も有していると考えられています。

実際の法制度については、これらの機能を考慮しつつ、公平・中立・簡素の三原則に基づいて整えられています。

イ 相続税の課税根拠

そして、相続税は、税金の中でも、相続や遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。以下同様。)によって手

43

第5章 生前の相続対策の方法

2 信託

(1) 遺言代用信託

ア 遺言代用信託とは

まず、信託法(平成18年法律第108号)において、信託の方法として、①信託契約(3条1号)、②遺言信託(同条2号)、③自己信託(同条3号)の3つが定められています。

このうち、信託契約とは、「特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約」とされています。

その効力は、「委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。」(同法4条1項)とされています。

遺言代用信託は、信託契約の1種であり、かかる信託契約を利用して、遺言と同様の目的を達成しようとする類型になります。

なお、ここでいう遺言代用信託と、金融機関が商品・サービスとして提供している「遺言代用信託」は異なりしますので、留意が必要です。

イ 遺言代用信託のメリット

遺言は誰でもなし得るものですが、あえて遺言ではなく遺言代用信託を利用することのメリットとして、以下のようなものが挙げられます。

(ア) 迅速かつ円滑な財産の承継ができること

遺言の場合には、遺言で具体的な内容を定めたとしても、手続

160

第7章 具体的相談事例

1 障害ある子を自宅に住み続けられるようにしたい

自分の死後、家族が生活に困ることがないように生活環境を整えたいと思うのは、誰しもが願うことです。

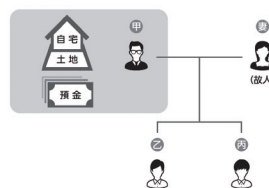
ここでは、被相続人から自分の死後、障害を持つ子(実子)が自宅に引き続き住める環境を整えたいという相談を受けた際の対応について、下記の事例に沿って具体的に、検討します。

相談の概要

甲は、妻(故人)と長男(乙)、次男(丙)の4人家族です。甲の資産は、乙と現在同居している自宅(甲が所有する土地・建物、甲が30歳の時に購入し住宅ローン完済)と預金があります。

乙は障害をかかえており自宅で甲が面倒をみています。一方、丙との関係は良好で、丙は結婚し、自宅の近くに家族と住んでいます。

甲は、自分の死亡後、乙が生活に困ることがないように、乙が自宅に住み続けられるようにしたいと考えています。



262

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)

書名	価格	部数
遺言だけじゃない!? 弁護士だからできる 生前の相続対策のすべて	[093245] 定価 4,400円(本体4,000円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

事務所名 公用 私用

フリガナ 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご氏名 様 〇〇 〇〇 E-mail 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokoku.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印